

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件

岩手国民年金 事案 420 (事案 282 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、集金人の A さんに、家族の分と一緒に納付したのに自分の分だけが未納となっていたため申立てを行い、委員会審議の結果、非あっせんとなった。前回の申立ての際は、関係人への事情聴取はして欲しくないとしたが、申立期間の保険料納付について正しく判断していただくためには関係人への事情聴取は不可欠と思い直した。また、国民年金へ加入手続をした時期についても家業の養殖産物を切り替えた年であったことを思い出したので、この件の再調査をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 42 年 4 月から 46 年 3 月までの申立てについては、申立期間当時の国民年金保険料の集金人に関する周辺事情及び集金状況について、申立人が関係人からの事情聴取を希望していないため調査できず、具体的状況が不明であったこと等により、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間当時の国民年金保険料の集金状況について、新たに関係人から調査した結果、申立人の近隣の住人は申立期間当時の国民年金保険料は区長が集金していたと証言していること、また、B 市保管の資料によると、申立人が居住する D 地区の昭和 43 年度の区長は「A 氏」であったことが確認できることから、申立人の夫が昭和 44 年 3 月ごろ A 氏を

通して申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張は、基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立人の国民年金保険料納付を開始した時期を昭和44年4月分からであったとしており、その理由として、前年の43年に海水温の急激な変化により申立人の夫が経営する海苔養殖に甚大な被害が発生したため、養殖の主力産物を海苔からわかめに転換し、このわかめ養殖の最初の収穫の年である44年春から申立人の保険料納付を始めたとしている。この海苔養殖の被害について、B市では、昭和43年度は申立人が居住するD地区の海苔養殖が未曾有の大不作であったことが資料から確認できるとしており、申立人の説明と符合する。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料は申立人の家族の分と一緒に集金人へ納付したとしており、B市保管の被保険者名簿によると、申立期間における同居の親族はすべて同一の日に現年度納付されている上、申立期間直後の昭和46年度以降については申立人と同居の親族の保険料は同一日に現年度納付されており、家族揃って集金人へ納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成13年12月11日）及び資格取得日（平成14年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月11日から14年2月1日まで

私は、A社に入社してから平成14年3月31日に退職するまで同じ業務に従事していた。

申立期間に係る給与明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所の記録では、A社において平成2年6月21日に厚生年金保険の資格を取得し、13年12月11日に資格を喪失後、14年2月1日に同社において再度資格を取得しており、13年12月11日から14年2月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書から、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、平成13年10月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格喪失日がともに平成13年12月11日となっており、申立事業所が加入していた厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難い。また、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失

及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月及び 14 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①の事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、事業主は、申立人が昭和48年4月1日にB社C支店において厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に係る資格喪失日は昭和44年10月31日に、B社C支店に係る資格喪失日は48年3月31日となっている旨の回答を得た。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、B社が保管している人事カードの記録、雇用保険の加入記録及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人がB社系列のグループ会社に継続して勤務し（昭和44年11月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録及び厚生年金基金加入員資格喪失届の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、厚生年金基金加入員資格喪失届の資格喪失年月日が昭和44年10月31日から同年11月1日に訂正されていることについて、事業主は、当該訂正時の状況は確認できず、厚生年金保険料納付義務の履行及び正しい届出がされたか否かについては不明であるとしている。このことについては、事業主が昭和44年11月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月

31日と誤って記録することは考え難いことから、当初、事業主は、同年10月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが推認できるが、厚生年金基金の資格喪失日について訂正の手続が行われた可能性があり、その場合には、厚生年金保険について同様に事業主が資格喪失日の訂正に係る手続を行った蓋然性があることから、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

B社C支店に係る申立期間②については、B社が保管している人事記録及び厚生年金基金の加入記録により、申立人が申立期間に同社C支店に勤務していたことが認められる。

また、B社が保管している厚生年金基金加入員資格喪失届によると、申立人のB社C支店における資格喪失年月日は昭和48年4月1日となっている。さらに、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険の資格の得喪の届出書は複写式で厚生年金基金の資格得喪の届出書と一体のものであったとしており、厚生年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所に提出されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年4月1日にB社C支店において厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所の昭和48年2月の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和44年2月28日から同年3月1日まで
③ 昭和45年5月21日から同年6月1日まで

私は、昭和42年4月1日から45年5月31日までA社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が保管している辞令簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年4月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所の昭和43年2月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の

告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、A社が保管している辞令簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年3月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所の昭和44年1月の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年3月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、A社が保管している辞令簿によると、申立人の退社年月日は昭和45年5月20日と記録されているほか、申立人が同社退社後に勤務した事業所が保管している人事カードにおいても、申立人に係るA社の退社年月日は同日と記録されていることが確認できる。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、複数の同僚に照会したが、これらを確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格喪失日は昭和45年5月21日、資格喪失届の受付年月日は同年5月28日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 11 月 4 日まで
② 昭和 22 年 9 月 1 日から 24 年 4 月 20 日まで

申立期間については、脱退手当金が支給されているとのことであるが、申請手続や受給の覚えが無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び申立期間②の間の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、未請求期間に勤務した2事業所は、いずれも、申立期間に係る事業所（本社）の営業所に当たり、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は、社会保険庁の記録不備により確認できなかった未請求期間を除き、同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 24 年 4 月の前後 2 年以内に資格喪失した女性被保険者は6名おり、全員が脱退手当金の支給要件を満たしているが、支給記録があるのは申立人のみとなっているほか、申立期間に係る事業所で当時庶務係長を務めていた者から、脱退手当金の代理請求を行っていないかつとの証言が得られたことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（37万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、37万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 29 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先の事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、①平成 15 年 8 月 12 日については 37 万 8,000 円とし、②平成 15 年 12 月 29 日については 37 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、賞与明細書において確認できる

保険料控除額から認定された標準賞与額（申立期間①は37万8,000円、申立期間②は37万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（33万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、33万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 29 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先の事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、①平成15年8月12日については33万6,000円とし、②平成15年12月29日については33万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回

答していることから、社会保険事務所は、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（申立期間①は 33 万 6,000 円、申立期間②は 33 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 29 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先の事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、①平成 15 年 8 月 12 日については 32 万円とし、②平成 15 年 12 月 29 日については 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、賞与明細書において確認できる保険料

控除額から認定された標準賞与額(申立期間①は 32 万円、申立期間②は 32 万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（①平成15年8月12日は38万円、②平成15年12月29日は37万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は38万円、申立期間②は37万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月29日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先の事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、①平成15年8月12日については38万円とし、②平成15年12月29日については37万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない

と回答していることから、社会保険事務所は、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（申立期間①は38万円、申立期間②は37万3,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（37万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、37万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月29日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先の事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、①平成15年8月12日については37万5,000円とし、②平成15年12月29日については37万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない

と回答していることから、社会保険事務所は、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（申立期間①は37万5,000円、申立期間②は37万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（31万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、31万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月29日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先の事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、①平成15年8月12日については31万1,000円とし、②平成15年12月29日については31万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認

定された標準賞与額（申立期間①は31万1,000円、申立期間②は31万1,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（25万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、25万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月29日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先の事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、①平成15年8月12日については25万8,000円とし、②平成15年12月29日については25万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認

定された標準賞与額（申立期間①は25万8,000円、申立期間②は25万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（24万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、24万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月29日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先の事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、①平成15年8月12日については24万1,000円とし、②平成15年12月29日については24万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認

定された標準賞与額（申立期間①は24万1,000円、申立期間②は24万1,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（23万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、23万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月29日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先の事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、①平成15年8月12日については23万8,000円とし、②平成15年12月29日については23万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認

定された標準賞与額（申立期間①は23万8,000円、申立期間②は23万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（21万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、21万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 29 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先の事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、①平成 15 年 8 月 12 日については 21 万 8,000 円とし、②平成 15 年 12 月 29 日については 21 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認

定された標準賞与額（申立期間①は21万8,000円、申立期間②は21万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（22万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 29 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先の事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から22万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、賞与明細書において確認できる保険料控除額から認定された標準賞与額（22万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から46年3月まで

申立期間当時、私は両親と妹と同居しており、父が私と妹の国民年金保険料を集金に来た方に納付していた。昭和43年5月に勤めていた会社を私が退職した際に、父が私の勤務先で年金手帳を受け取りすぐに手続きした旨母が話していたと妹から聞いている。妹は44年7月からずっと納付済みとなっているのに、私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人が当時同居していた家族からも具体的な証言が得られなかったため、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年12月に払い出されており、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができず、その他の期間についても払出し時点では過年度保険料となることから、集金による納付はできない期間となる。

さらに、申立人の父が申立人の勤務先で年金手帳を受け取った後すぐに手続きを行ったのであれば、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和43年5月から申立期間直前の44年5月までの期間も国民年金加入期間となるが、当該期間は未加入期間となっており、申立人の主張は合理的でない。

加えて、申立人は他市町村へ住所を移動していないとしていることなどから、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間以前に勤務していた事業所が申立人の年金手帳を預かっていたと主張しているが、申立人が当該事業所に勤務していた当時、厚生年金保険被保険者に対して交付されていたのは年金手帳ではなく、カード状の厚生年金保険被保険者証であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から56年6月まで

私は退職後、旧姓のときに国民年金の加入手続をし、A区B支所の窓口
に納付書で数回納めた。その後、C区Dに移住しE姓となり、F銀行G支
店の窓口で納付した。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区B支所で国民年金の加入手続をしたとしているが、一方で、
C区に引っ越した際、C区役所で手続をしたとするなど申立人の主張には一
貫性が無い。

また、申立人は、旧姓のときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料
を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年9月
にH町で払い出されており、A区を管轄するI社会保険事務所及びC区を管
轄するJ社会保険事務所では、52年12月から婚姻した53年9月までの期
間において申立人の旧姓での国民年金手帳記号番号が払い出された事実は
確認できないことから、申立人に対して納付書が発行されることはなく、保
険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを
示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を
納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月まで

私は市役所で国民年金の加入手続をした。1 回目は市役所で納付し、2 回目からは A 銀行で口座振替により納付した。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時の国民年金保険料は、申立人の長女の保険料と一緒に納付していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の長女は申立期間を含む昭和 62 年 6 月から平成 4 年 4 月までの期間は、未加入となっており、保険料を一緒に納付したとする申立人の主張は合理的でない。

また、申立人は、市役所で国民年金の加入手続をし、口座振替により国民年金保険料を納付したとしているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、市役所でも国民年金被保険者名簿が作成された事実は無いことから、口座振替により保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 10 月 28 日まで

私は、申立期間当時、A社に勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 40 年 3 月 31 日に全喪しており、当時の資料は既に廃棄されていることから、申立内容を裏付ける関連資料は得られなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が一緒に入社したとする同僚にも、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 30 日まで
② 昭和 45 年 4 月 8 日から同年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①について、A社に勤務した。会社が連鎖倒産し長期間給与が未払いであったが、会社を辞めるまで健康保険被保険者証を持っていた記憶がある。また、申立期間②について、B社に勤務した。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①について、複数の同僚の証言により申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、申立人は同社を昭和 40 年 3 月末に退職したと供述している。

また、当該事業所は、昭和 46 年 4 月 1 日に全喪しており、当時の事業主は、「当時の資料は無く不明である。」と回答していることから関連資料を確認できず、申立人の申立内容を裏付ける証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間について申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

B社に係る申立期間②について、複数の同僚の証言により申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の経理担当者は、当時は月の途中に入社した人を翌月から厚生年金保険に加入させていたと証言しており、月の途中に入社した複数の同僚も入社翌月から厚生年金保険被保険者の加入記録があり、申立人の申立内容を裏付ける証言を得ることができなかった。

また、当該事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険

者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」等及び社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票は、いずれも昭和45年5月1日資格取得、47年9月1日資格喪失となっており、上記被保険者原票には、申立期間について申立人の記録が無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 18 日から 49 年 10 月 25 日まで

私は、昭和 45 年 10 月 18 日から 49 年 10 月 25 日まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間について記録が無い旨の回答をもらった。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間、勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務した時期・期間は不明であるが、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について当該事業所に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所は昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち 45 年 10 月 18 日から 46 年 3 月 31 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、複数の同僚に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける証言を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から23年10月まで

私は、昭和20年4月にA事業所（その後、B社C事業所）のD作業所に同級生と一緒に入所し、23年10月まで見習として働いた。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が勤務したとする「A事業所」及び「D作業所」は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、申立期間当時、申立事業所を管轄していたE社及びF社のA事業所、その他類似する名称においても厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、B社の清算業務を継承したG社は、臨時雇用員等社会保険事務処理規程の施行に伴い、昭和38年10月1日から臨時雇用員等を厚生年金保険に加入させる取組が行われたと回答している。

さらに、B社C事業所及びH事業所は、臨時雇用員等社会保険事務処理規程の施行日と同日である昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

加えて、I共済組合によると、申立期間当時、I共済組合の加入対象となるのは、役員・職員に限られており、申立人が供述する見習は臨時雇用員であるため、共済組合の加入対象とならないとしている。

その上、申立人が一緒に勤務したとしている複数の同僚について、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無く、当該同僚は既に他界しており、申立てに係る証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 31 日から 61 年 6 月まで

私は、昭和 52 年 1 月から 62 年 6 月まで A 社に勤務していた。59 年 12 月 31 日に健康保険と厚生年金保険を脱退すると説明があり、健康保険の任意継続をしていたが、健康保険の納付書は会社へ提出し、保険料は会社が支払っており、その間も引き続き厚生年金保険料を給与から控除されていた。そのため、健康保険と厚生年金保険の両方に加入しているものだと思っていた。

社会保険事務所で記録確認を行ったところ、申立期間の記録が無い旨の回答を受けた。申立期間の給与明細書が 1 か月分あり、間違い無く勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録より、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。また、申立人から提出された給与明細書に記載のある厚生年金保険及び健康保険の保険料の控除額から、同明細書は昭和 60 年 8 月分給与であると推認される。

申立てに係る事業所はサービス業であり、当時は厚生年金保険が強制的に適用される業種ではなかったため、当該事業所は昭和 43 年 10 月 7 日に、任意包括適用事業所として加入したと推認される。しかし当該事業所において 59 年 12 月 31 日に厚生年金保険から脱退する旨の届出がなされており、申立期間において厚生年金保険の新規適用手続を再度行った記録は確認できない。

また、申立人と同様に脱退後も給与から厚生年金保険料を控除されていたとする同僚は、「自分の厚生年金保険加入記録が無かったことについて、当時の経営者側に確認したところ、厚生年金保険料の名目で給与から控除していたものは、任意継続の健康保険料に充当させていたものであるとの説明があった」との証言があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとのことだった。

私は脱退手当金を受給した記憶が無く納得できないので、年金額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月から同年 10 月まで

私は、A社の現場で重機運転手として勤務していた。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間についての記録が無い旨の回答を受けた。証拠となる給与明細書等はないが、間違い無く勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認される。

しかし、当該事業所に照会したところ、申立人に係る資料は保存していないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、当該事業所は、「通常、正社員は入社日から厚生年金保険に加入していたが、重機運転手については3か月の見習期間があった。また、臨時及び季節的雇用の重機運転手は加入の対象としていなかった。雇用保険については勤務形態や見習期間にかかわらず、入社と同時に加入していた。」と証言しており、当該事業所における申立人の雇用保険加入記録は平成2年5月30日から同年7月20日となっている。

さらに、申立人から供述のあった複数の同僚に照会したところ、「重機運転手は3か月の見習期間があり、その後、改めて本人に正社員になる意思があるかを確認して厚生年金保険等の手続を行っていた。」との証言があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 29 年から 34 年までA社に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の記録が無かった。間違い無く勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚や部下の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 41 年 4 月 30 日に全喪し、代表取締役も既に死亡しており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

一方、申立人が申立期間当時、夜間講師としてB校に勤務していたと供述しているところ、私立学校教職員共済の記録によると、申立人は昭和 29 年 1 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで私立学校教職員共済の加入者となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和 32 年 4 月 1 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月ごろから29年1月まで

私は、昭和26年から30年までA社に勤めていたが、申立期間において厚生年金保険の記録が無かった。間違い無く勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和34年8月1日に全喪し、代表取締役も既に死亡しており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立人は当該事業所への入社の際について「当該事業所に勤務していた同級生に誘われたため」と供述しているが、申立期間において当該同級生が厚生年金保険の資格を取得した記録が無く、同氏は既に死亡しており、他の同僚からも申立人の申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和29年2月21日、資格喪失日は30年2月4日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月ごろから 37 年 3 月ごろまで
② 昭和 47 年 9 月から 50 年秋ごろまで

私は、申立期間①についてはA社（現在は、B社）に勤務し、申立期間②についてはC社（現在は、D社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、B社に申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、申立期間当時の人事記録及び社会保険関係書類等を保存しておらず、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

C社に係る申立期間②については、申立人が記憶している同僚の証言により、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、D社に照会したが、同事業所は申立期間当時の経営母体とは異なるため不明と回答しており、申立内容を確認できる関連資料、証言を得ることができなかった。

また、複数の同僚に照会したが、申立内容を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月まで

私は昭和 55 年 9 月 1 日から平成 3 年 3 月 30 日までA社に勤務していた。社会保険事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が 28 万円となっている。

申立期間前後の標準報酬月額は 32 万円となっているので、申立期間についても 32 万円と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 61 年 11 月から 62 年 2 月までの給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所が記録する標準報酬月額と同額の 28 万円となっていることが確認できる。

また、申立人が加入している健康保険組合及び厚生年金基金が記録する標準報酬月額も、社会保険事務所が記録する標準報酬月額と一致しており、社会保険事務所の記録に不自然さは見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。